

◎新潟県告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 魚沼都市計画下水道事業
 - (2) 名称 魚野川流域下水道（堀之内処理区）
- 3 事業施行期間
昭和59年3月8日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし